- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※ 1 1 1	<b>77印ロ.</b>	上、該当事業者か10者以上の第	$\sigma \cap \mathcal{O} \cup \mathcal{O}(\mathcal{A})$	グランタ	こ私癿していより	0		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
139	委託	鶴岡市病児保育事業業務委託 【長期継続契約】	健康福祉部 子育て推進課 35-1291	R7. 9. 26	¥28, 545, 000	社会福祉法人 道形保育会	2	病児保育事業を行うことができる者は、「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、病児保育を行うことができる。」という児童福祉法第34条の18第1項の規定に基づき、市長に届け出た者に限られる。 今回委託する事業の類型である「病児対応型/病後児対応型」として、本市において届出を行っている者は社会福祉法人道形保育会のみである。
138	委託	コミュニティ・子育で拠点整 備基本計画策定及び基本設計 業務委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 8. 27	¥36, 850, 000	shushi・OttO・Brain 共同企業体	2	本業務は、令和6年度に策定したコミュニティ・子育で拠点整備基本構想を踏まえ、基本計画を取りまとめるとともに、建設を行うための基本設計を一括して行うことを目的とする。 業務遂行には、豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有し、基本構想を具現化する十分な能力を持ち合わせた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用した。 プロポーザルを公告したところ、6者の参加申込後、2者の辞退があったため、4者を選定委員会で審査した結果、shushi・0tt0・Brain共同企業体が受託候補者として選定され、この受託候補者と仕様書の確定等の協議を行い、双方合意し、見積金額も予定価格以内であったため、契約を締結したものである。
137	委託	令和7年度軽自動車税システ ム新基準原付対応改修業務	総務部 課税課 35-1176	R7. 8. 13	¥6, 077, 500	日本電気㈱東北支社	2	令和7年度税制改正により二輪車の車両区分に新たに新 基準原付が新設されたことから、軽自動車税システム (COKAS-i) の改修が必要である。当該システムは日本電気 株式会社が設計・構築したシステムであり、本市業者登録 において作業に係る技術情報を有し、その改修にあたるこ とができる者は日本電気㈱東北支社のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
136	委託	鶴岡市パークレット社会実験 支援業務	建設部 都市計画課 35-1315	R7. 8. 1	¥5, 445, 000	㈱ケー・シー・エス 東北支社	2	本業務は、銀座通りにおける歩行者滞留空間創出を目的とするパークレットの試行とその効果検証及び一車線化による周辺交通の影響の調査を行うものである。受託者には、専門性、実績、経験等に基づく職員の支援のほか、より魅力的な空間を演出する手法、及び交通への影響調査、効果測定に関する独自提案が求められる。最も適切に業務を実施できる事業者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用し、事業者選定委員会において応募1者について審査した結果、㈱ケー・シー・エス東北支社が優先交渉事業者として選定され、見積金額も予定価格内であったため契約を締結したものである。
135		令和7年度鶴岡市森林境界明 確化業務委託	農林水産部 農山漁村振興 課 35-0145	R7. 7. 29	¥14, 905, 000	アジア航測㈱ 山形営業所		本業務は、航空レーザ測量データを解析した地図等と、 公図を基本とした地図から作成した境界案を作成し、土地 所有者に対し、境界確認を行う業務である。 境界確認が得られた成果に関しては、林地台帳システム にセットアップする必要があるが、このシステムは、アジ ア航測㈱山形営業所が、平成30年度に鶴岡市林地台帳・林 地台帳地図等整備業務を受託し開発した独自のシステムで あることから、本業務を実施できるのは開発者である同社 をおいてほかはない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、成当事業有が10有以工の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	初处入炻	受注者	適用号	随意契約理由
134	委託	鶴岡市人口ビジョン改定支援 業務委託	企画部 政策企画課 35-1184	R7. 7. 28	¥3, 190, 000	(株)ジャパンインターナ ショナル総合研究所	2	本市の人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであり、本市のデジタル田園都市構想総合戦略を構成する重要な基礎と位置づけられている。令和5年12月には「国立社会保障・人口問題研究所」が、令和7年3月には山形県が新しい将来人口推計・人口ビジョンを公表したことから、本市においても人口の将来展望について整理し、人口ビジョンを改定する必要がある。 最も適切に業務を実施できる事業者を選定するため、会募型プロポーザルを採用し、受注候補者事業として参りにおいて応募1者を審査した結果、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所が優先交渉事者として締結したものである。
133	物品	鶴岡市法定外・法定内公共物 管理システムリース【長期継 続契約】		R7. 7. 22	¥2, 224, 200	(株)鶴岡電子計算セン ター	2	現在、土木課で賃借している法定外システムは、課税課で使用しているエアロトヨタ㈱製の地番図システムのデータ上に、法定外公共物の情報を重ね合わせて構築したものである。他社のシステムを利用する場合、地番図と法定外公共物の情報が整合しなくなるため、法定外公共物の情報を再構築する等、初期導入費用と時間を要することとなる。以上から引き続き同システムをリースするものである。 県内でエアロトヨタ㈱製地番図システムの取り扱いがあり、かつ法定外・法定内公共物の電子化された情報を有している㈱鶴岡電子計算センター以外には、本業務を遂行することができないため。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案	牛 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
132		鶴岡市税務地図 築業務委託	(1)システム等構	総務部 課税課 35-1179	R7. 7. 15	¥13, 343, 000	エアロトヨタ(株) 山形営業所	2	本業務は、固定資産税賦課事務における、今後のデジタル化の潮流に合わせたシステムに移行するとともに、業務における市民の利便性の向上を図ることを目的とする。業務遂行に、より最適なシステムを有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、受注者選定委員会において応募した1者を審査した結果、エアロトヨタ㈱山形営業所が優先交渉事業者として選定され、見積金額も上限金額以内であったため、契約を締結したものである。
131	委託	令和7年度軽自 ム軽二輪電子(l	日動車税システ 乙対応改修業務	総務部 課税課諸税係 35-1176	R7. 7. 10	¥8, 725, 750	日本電気㈱東北支社	2	軽二輪の情報連携開始に伴い、電子データを受け取り、 COKAS-i軽自動車税システムに取り込むための改修 が必要である。当該システムは日本電気㈱が設計・構築し たシステムであり、本市業者登録において作業に係る技術 情報を有し、その改修にあたることができる者は日本電気 ㈱東北支社のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※衣記	ひ的百.	上、該当事業者が10者以上の場	前台、「〇〇は	かしし有」	と衣記していまり	0		
No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
130	委託	新図書館整備事業基本計画策 定支援業務	鶴岡市立図書 館 25-2525	R7. 7. 4	¥17, 963, 000	㈱佐藤総合計画 東北オフィス	2	本業務は、「新図書館整備事業基本構想(令和7年3月 策定)」に基づき、具体的な導入機能、事業用地選定、施 設構成、周辺環境などを検討し、取りまとめる「新図書館 整備事業基本計画」を策定を支援する業務である。 本業務の受託候補者には、専門性、実績・経験等に基づ く職員支援の他、短期間での策定や成果品の品質向上に する企画提案が求められる。 このため、受注候補者の選定にあたっては、単なる金額 比較ではなく、具体的な業務実施の方法等をご提案選定 でもる、公募型プロポーザル方式を採用し実施した。 プロポーザルを公告したところ、2者の参加申込後、1 者の辞退があったため、1者を選定委員会で審査した結 果、できる、2が事業者として 選定さり、あらため、1 者の辞退があったため、1者を選定委員会で審査しただ ところ、2者の参加申込後、1 者の辞退があったため、1者を選定委員会で審査したた ところ、2者の締議を行い、あら で、表もして確定し、あら で見積を依頼したところ、予定価格内であったため、この 業者と契約締結したものである。
129	委託	OCRシステム標準化対応業務 委託	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 7. 4	¥4, 620, 000	株式会社ジェイエス キューブ営業ユニット	2	当該業務は、株式会社ジェイエスキューブ社製のパッケージソフトウェアを改修する業務であり、本市の業者登録に置いて、作業に関わる技術情報を有し、その改修にあたることができる者は、株式会社ジェイエスキューブ営業ユニットのみである。
128	委託	鶴岡市産業団地適地選定調査 業務委託	商工観光部 商工課 35-1299	R7. 7. 1	¥3, 300, 000	一般財団法人 日本立地センター	2	適地調査に係る委託料軽減が受けられる「産業用地整備促進伴走支援事業」の事業実施自治体の公募が行われ、本市の申請事業が採択されたことから、当該事業の実施主体である一般財団法人日本立地センターと契約を締結するものである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者が10者以上の場 	発注担当課 Tel	契約締結日	初处众姑	受注者	適用号	随意契約理由
127	委託	鶴岡駅前地区将来ビジョン 「学びのサードプレイス」社 会実験業務委託	建設部 都市計画課 35-1315	R7. 6. 30	¥4, 999, 500	㈱山形アドビューロ・ 合同会社lururu	2	鶴岡駅前地区将来ビジョンでは、「学びのサードプレイス」を整備する上で令和8年度までを「社会実験・検証の期間」、9年度以降を「新たな仕組みでの事業展開の期間」と位置付けている。今年度を含めた社会実験ではプロポーザル方式を採用し、高度な知識や専門性、企画力を有する多様な事業者から様々なアイデアの提案を受けることで、9年度以降の本格整備の仕様を固める前に、多角的な視点を涵養することができる。 最も適切に業務を実施できる事業者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用し、事業者選定委員会において応募1者について審査した結果、(㈱山形アドビューロ・合同会社1ururuが優先交渉事業者として選定され、見積金額も予定価格内であったため契約を締結したものである。
126		財務会計システム標準化対応 改修業務	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 6. 30	¥4, 754, 750	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、日本電気㈱製のパッケージソフトウェアの改 修業務であることから、本市の業者登録に置いて、作業に 関わる技術情報を有し、その改修に当たることができる者 は日本電気㈱東北支社のみである。
125	委託	鶴岡市高機能消防指令セン ター整備 構築監理業務	消防本部 総務課 22-8330	R6. 6. 28	¥6, 545, 000	㈱トスコ 東京支社	2	本業務で構築監理を行う「鶴岡市高機能消防指令センター整備」は、令和4年度に基本設計が完了したもので、この基本設計は、㈱トスコ東京支社が実施したものである。 また、同社は当該整備に係る発注支援業務も受託しており、本業務の内容を十分に理解し、適切に遂行できるものは、同社をおいて他にいない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、該当事業有が10有以上の第 	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
124	委託	鶴岡市空き家実態調査業務	建設部 都市計画課 35-1315	R7. 6. 27		特定非営利活動法人つるおかランド・バンク	2	本委託は、本市空き家等対策計画に基づく大規模調査(5年に1度)に位置付けられる調査で、空き家の新規発生や除却、利活用の状況の調査・分析を行い、今後の空き家の活用策や老朽・危険空き家の対応策、住環境整備の施策を検討することを目的としている。本委託の実施にあたっては、特定非営利活動法人つるおかランド・バンク1者を選定した。選定理由については以下の通り。 ①本NPOは、宅建業者が所属し主体となる組織であり、また建築士や土地家屋調査士等の専門家が所属しているため、多面的に調査を行うことが可能であること②市内空き家、空き地所有者の個別データを、相当数保有していること。②空き家の老朽・危険度判定においては、専門的知識を必要とすること。④空き家等の物件の調査をはじめ、空き家バンクを運営し、空き家の管理や有効活用に関する実績とノウハウを有しており、本調査実施後の空き家の利活用等を見越した調査が可能となること

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※表記	の都合	上、該当事業者が10者以上の場		かしし有」	と表記しています	0		
No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
123	委託	令和7年度鶴岡産農林水産物 及び加工品等のロンドン市場 開拓チャレンジ事業 コー ディネート業務委託	総務部 契約管財課 35-1157	R7. 6. 11	¥3, 300, 000	PLACIDINTERNATIONAL		このたび実施する「ロンドン市場開拓チャレンジ事業」は国補助である農山漁村振興交付金を活用するのであり、高る。3か年の強力での強力を変換を表現間に、ないの強力を変換を表現である。3か年の強力を変換を表現である。3か年の強力を変換を表現である。3か年の強力を変換を表現がある。3か年の強化及び鶴岡産農産物やそののなりでの強化を変換がある。でで、輸出の経験ををある。内は、大力の強性を高めている。で、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力で

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※衣記	の部合.	<u> 上、談ヨ争</u> 果	白か!!	0有以上00%	行、「ししは	かしし有」	と表記しています	0		T
No.	契約 区分	案	件	名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
122	委託	スマート市役 業務委託	è所推 <sup>ì</sup>	<b>進事業支援</b>	企画部 デジタル化戦 略推進室 35-1193	R7. 6. 9	¥8, 010, 926	㈱野村総合研究所	2	当該業務は、令和6年度に実施した市民窓口デジタル化推 進事業を拡充・発展させたものであり、デジタル技術を活 用したフロントヤード(市民窓口)業務の高度化、バック ヤード(庁内全体)業務の効率化を推進し、総合計画後期 基本計画の加速化アクション「総合的なデジタル化戦略の 推進」の実行性を高めることを目的とする。 (㈱野村総合研究所との連携活動に係る基本合意書」を締 指し、『鶴岡市どの連携活動に基づく事業にかかる相 互の役割を定め、当合意書に基づく和4年度に地域活性化 連携活動に関する協定を締結、『一年度に地域活性化 連携活動に関する協定を締結、『一年度に地域活性化 連携活動に係る具体的な検討及び実証事業を本市と連携し企 の推進に係る具体的な検討及び実証事業を本市と連携し企 の推進に係る具体的な検討及び実証事業を本市と連携し企 の推進に係る具体的の成果として市と連携し企画立案 してきた。 本業務は、同社が令和6年度に受託した市民窓口デジタル 化推進事業支援業務委託の成果として市と連携し企画立案 した事業の推進を支援するもので、本業務の委託先につい 化推進事業の推進を支援するもので、本業務の委託先につい とした事業のがあり、本業務が実施可能な者は同社をおいて 他にはいない。
121	委託	かたくり温泉	くぼんり	ぎ源泉調査	朝日庁舎 地域づくり推 進課 53-2111 (内線212)	R7. 6. 5	¥3, 014, 000	日本地下水開発㈱	5	本業務は、5月18日から温泉の温度低下により休業している、かたくり温泉ぼんぼについて、速やかに営業を再開させるために、原因と考えられる源泉井戸設備の調査を直ちに行う必要がある。 これまで、当該温泉の源泉井戸を掘削しケーシング工事を行い、揚湯管や源泉ポンプの交換の実績があり、源泉井戸の状況を把握している日本地下水開発㈱1社を指名する。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	初处入婚	受注者	適用号	随意契約理由
120	物品	行政証明書発行多機能端末 (キオスク端末)購入	朝日庁舎 地域づくり推 進課 53-2111 (内線323)	R7. 5. 27	¥2, 750, 000	シャープ事務機山形販売㈱庄内営業所	2	本業務は、朝日庁舎のデジタル技術活用の取組みとして、行政証明書発行多機能端末(キオスク端末)を新朝日庁舎へ設置するものであり、現在、全国のコンビニや公共施設等に設置されている端末を製造している国内メーカーについて、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)へ確認したところ、シャープ、富士フィルム、京セラの3者であった。本市の業者登録「物品」において業種区分「事務用品機器」、業種名「OA機器・OA機器関連用品・視聴力だ。本市の業者登録「物品」において業種区分「事務用品機器」、業種名「OA機器・OA機器関連用品・視聴力能器」に登録のあるシャープ事務機山形販売株式会社に対りューションズットンがある京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社に対し、入札参加希望について電子メールで問い合わせたところ、参加希望との回答があったまは、シャープ事務機山形販売㈱庄内営業所のみであった。
119	修繕	令和7年度市営羽黒山スキー 場搬器(懸垂機付き)改修	羽黒庁舎 産業建設課 26-8776	R7. 5. 26	¥11, 990, 000	安全索道㈱	2	リフトを構成する機械・装置は、JIS化 (標準化) されておらず、当該部品についても、メーカー独自の安全基準によって設計・製作されており、他社の機械・装置と混在することは、安全性の観点からメーカーが想定していない。また、他社製品を使用した場合、故障や事故等が起こった際の責任の所在が曖昧となり、早期解決が困難になるという大きなリスクを伴うことから、当該リフトを設計した安全索道㈱以外に実施できる者がいない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

水衣記	の部合.	上、該当事業者が10者以上の場	行、「ししは	かりし有」。	と衣記していまり	0		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
118	委託	令和7年度番号制度に係る データ標準レイアウト改版対 応に伴うシステム改修業務委 託(国民健康保険分)	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 5. 20	¥3, 146, 000	日本電気㈱東北支社	2	令和7年6月のデータ標準レイアウト改版に伴い、国民健康保険システム(COKAS-i)を改修する必要がある。 改版されたデータ標準レイアウトに従った情報提供(副本登録)及び情報照会を実施できるよう改修及びテストを行い、改版に伴う特定個人情報の登録作業(旧版の特定個人情報の削除作業、新版の初期登録作業等)の支援を行うものである。 本システムは、日本電気㈱が設計・構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に関わる技術・情報を有し、その改修等の作業に当たることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。
117	委託		健康福祉部 長寿介護課 35-1289	R7. 5. 20	¥2, 752, 200	山形ソリューションビ ジネス㈱ 鶴岡営業所	2	本市の業者登録「役務」において業種区分「情報処理」に登録しており、かつ市内または準市内に所在する事業者のうち、ISMS認証(情報セキュリティ対策管理に関する認証)またはプライバシーマーク認証(個人情報の保護に関するマネジメントの認証)取得組織に対し、委託の可否について電子メールで問い合わせたところ、対応可能との回答があった事業者は山形ソリューションビジネス㈱鶴岡営業所のみであった。
116		自治体中間サーバシステム第 3次システム更新対応業務委 託	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 5. 14	¥3, 932, 500	日本電気㈱東北支社	2	当該業務を行うためには、庁内ネットワークに接続する ネットワーク機器の設定及び日本電気㈱製のパッケージソ フトウェアの改修が必要となるが、本市の業者登録におい て、作業に関わる技術情報を有し、その改修に当たること ができる者は日本電気㈱東北支社のみである。
115	委託	令和7年度高速破砕機定期保 守点検業務	市民部 環境政策課 22-2849	R7. 5. 8	¥5, 801, 576	近畿工業㈱	2	高速破砕機は、近畿工業㈱が独自開発で設計施工したものを、鶴岡市リサイクルプラザに収集された不燃ごみ及び個人より搬入された粗大ごみの処理基準に合わせて部品の製作、取り付け調整された特殊機械であり、調整を含む保守点検が出来るのは同社のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

水衣記	ツ部百.	上、該当事業者が10者以上の場	fig. 100は	かしし有」	と表記しています	0		
No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
114	委託	令和7年度特定健診受診率向 上対策事業業務委託	健康福祉部 国保年金課 25-2731	R7. 5. 8	¥5, 995, 000 (総支出予定額)	山形県国民健康保険団 体連合会 (㈱キャンサースキャン	2	山形県国民健康保険団体連合会(以下、「連合会」という)は、県内市町村が国民健康保険法に基づき国民健康保険に関する事務の共同処理をするために設立した団体である。 本業務は、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を図るため、連合会が定めた令和7年度特定健診・特定保健指導受診率等向上対策事業実施要綱に示した業務内容(受診勧奨や分析等)を実施するものであり、事業の実施にあたっては、データの抽出や全体の調整、運営等は連合会が行い、その他の主な業務については、連合会が選定した㈱キャンサースキャンが行うものとしている。要綱において、この2者と事業実施を希望する市町村が3者による契約を結ぶこととしているため、随意契約とする。
113	委託	鶴岡市朝日庁舎改築に伴う山 形県震度情報ネットワークシ ステムに係る計測震度計施設 移設業務委託	地域づくり推	R7. 4. 30	¥6, 996, 000	東日本電信電話㈱山形支店	2	本業務は鶴岡市朝日庁舎の改築に伴い、市が山形県との間における「山形県震度情報ネットワークシステムに係る計測震度計施設の設置及び管理運用に関する協定書」に基づき、庁舎敷地内に既設の「山形県震度情報ネットワークシステムに係る計測震度計施設」を移設するものである。当該施設は設計者である東日本電信電話㈱独自の設計及び技術により構築されており、また、システムの運用も同社独自の設定・調整により行われているため、機器の移設や設置後の設定・調整等の作業は同社でなければ実施することができない。
112	委託	改修業務委託(報酬請求シス	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 23	¥3, 340, 700	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用する 新たなサービスコードに対応するため、障害福祉システム の改修を行うものである。 当該システムは日本電気㈱が構築したシステムであり、 本市の業者登録において、作業に関わる技術情報を有し、 その改修に当たることができる者は日本電気㈱東北支社の みである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※表記	の都台.	上、該当事業者が10者以上の場	号台、「OOは	か()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	と表記しています	0		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
111	委託	ビーチクリーナー等による海 岸清掃業務委託	商工観光部 観光物産課 35-1301	R7. 4. 16	¥9, 999, 000	日本農産㈱	2	本業務は、本市砂浜の景観維持と安全性確保のため、「ビーチクリーナー」と呼ばれる海岸清掃専用重機を使用し、砂に埋もれているゴミや比較的細かいゴミを除去することを目的としている。 本市の業者登録「役務」において、所在が「市内」かつ、業種区分が「清掃等」かつ、業種名が「公園清掃等」かつ、業務内容に「海岸清掃」がある20業者に対し、ビーチクリーナーを用いた海水浴場の清掃は可能か電子メールで問い合わせたところ、可能との回答があった業者は、日本農産㈱のみであった。
110	委託	国民健康保険資格確認書・資 格情報のお知らせ更新に伴う 共同印刷等業務	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 14	¥3, 491, 858 (総支出予定額)	山形県国民健康保険団 体連合会	2	山形県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、県内市町村が国民健康保険法に基づき国民健康保険に関する事務の共同処理をするために設立された団体である。 県と市町村が共同で国民健康保険を運営するにあたり、事業の広域化や効率化を推進するため、本県の国民健康保険の統一的な運営方針において、保険者事務の共同実施の取組が図られている。 本業務においても、国民健康保険被保険者証の一斉更新(毎年8月1日)に向けて共同印刷・封緘事務を拡充することとされており、その体制を整え、業務を効率的に行うことが出来るのは、国保連合会のみである。
109	委託	令和7年度 使用済み乾電池 等の処理・処分業務委託	市民部 環境政策課 22-2849	R7. 4. 10	¥4, 174, 000	野村興産(株)	2	使用済み乾電池等の収集・運搬、処理・処分は、「使用済み乾電池の広域回収・処理計画について」(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知:昭和61年2月6日)により、公益社団法人全国都市清掃会議(全都清)が使用済み乾電池等の広域回収・処理計画を定めて使用済み乾電池等広域回収・処理連絡会(全都清内設置)が運営する処理ルートの活用によって安全かつ効率的な収集・運搬、適正な処理・処分が求められていることから、「処理・処分」については、使用済み乾電池、蛍光管等水銀含有廃棄物の適正な処理・リサイクルを行う業者として全都清が指定する野村興産㈱をおいて他に無い。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※表記	<u> </u>	上、該当事業者が10者以上の場	<u>ずロ、「○○は、</u>	<u> </u>	と表記しています	0	\	T
No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
108	委託	令和7年度温海地域家族まる ごと移住体験事業業務委託	温海庁舎 総務企画課 43-4611	R7. 4. 3	¥5, 280, 000	㈱キッチハイク	2	本事業は、都市圏の家族を1~2週間温海地域で受入れ、子どもは鼠ヶ関保育園に通園、親はリモートワークや体験観光等により温海地域での暮らしを体感していただくことで、温海地域のファンを増やし、関係人口の創出を図ることを目的とする事業である。令和5年度から2ヵ年にわたり、㈱キッチハイクを委託事業者として実施しており、令和5年度は2家族、令和6年度は14家族を受入れている。2ヵ年の事業実施によって、募集HPや保育園・宿泊先との受入体制が構築されており、令和6年度の受入れ実績のうち2家族はリピート利用につながっているなど、関係人口の創出に寄与している。本事業の目的を達成するには、より多くの家族の受入れを継続することと、事業の性格上募集や受け入れ体制においてある程度の連続性が求められる。そのため、事業の目的(契約の目的)を達成できるのは同社をおいて他にない。
107	物品	令和7年度鶴岡市中央公民館 プラネタリウム用番組ソフト 賃貸借	教育委員会 中央公民館 25-1050	R7. 4. 1	¥3, 300, 000	コニカミノルタプラネ タリウム(株)	2	本市の業者登録「物品」において、業種区分「事務用品・機器」、業種名「OA機器・OA機器関連用品・視聴覚機器」に登録しており、かつ、業務内容が「視聴覚機器・映写機・プラネタリウム番組ソフト」である20者に対し、本業務の受託可否について電子メールやFAXで問い合わせたところ、受託可能との回答があった業者は、コニカミノルタプラネタリウム㈱のみであった。
106		デジタルドリル(小学校分)の 使用契約	教育委員会 学校教育課 57-4872	R7. 4. 1	¥9, 900, 000	キューブワン情報(株) 鶴岡支社	2	本事業は令和5年度から3年間(令和8年3月31日まで)の実証期間として実施している事業の3年目であり、これまで使用して得られた成果や、教員・児童の評価も踏まえ、令和8年度以降のデジタルドリルのあり方を検討していく予定であることから、実証期間の最終年度も引き続き現契約業者であり、タブレット型パソコンの運用保守を担っているキューブワン情報㈱鶴岡支社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うもの。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※ 4 元	マノ田り口・	工、四日ず未	1010151			こ私記している。	1 0		
No.	契約区分	案	件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
105	委託	デジタルドリ 使用契約	ル(中学校分)	が 教育委員会 学校教育課 57-4872	R7. 4. 1	¥14, 850, 000	㈱COMPASS	2	本事業は令和5年度から3年間(令和8年3月31日まで)の実証期間として実施している事業の3年目であり、これまで使用して得られた成果や、教員・児童の評価も踏まえ、令和8年度以降のデジタルドリルのあり方を検討していく予定であることから、実証期間の最終年度も引き続き現契約業者である㈱COMPASSと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うもの。
104	委託	史跡松ヶ岡開営業務委託	墾場包括管理	教育委員会 社会教育 57-4868	R7. 4. 1	¥17, 696, 800	史跡松ヶ岡開墾場管理運営協議会	2	国史跡松ヶ岡開墾場は、明治墾を音が出来を言様化化のでは、明治墾場は、明治墾を活用して、一般公開・地路を学ぶ施設を活用して、の伝統特管理、生物をである。会は、当地を学ぶ施設で、大きない、当地務を理なった。一般公開を地務を理なった。一般公開を地務を理なった。一般公開を地務を理なった。一般公開を地務を理なった。一般公開を地務を理なった。一般公開を地務を理なった。一般公開を地務をである。一般公開を地務をである。一般公開を地務をである。「一般公開を地務をである。」(「一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案	件	名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
103	委託	鶴岡市児童生 委託	泛徒健身		教育委員会 学校教育課 57-4865	R7. 4. 1	¥7, 219, 476	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	当該業務は、学校保健安全法に基づいて実施される児童 生徒の定期健康診断業務を委託するもので、学校保健安全 法施行規則に規定する期間内に、全ての検査項目について 児童生徒約8,000人に対し実施可能で、かつ、実施に際して 学校医を含む専門医の協力体制が必要である。 本市の業者登録「役務」において、業種区分及び業種名 「その他の業務委託」に登録している業者の内、業務内容 に「健康診断業務」があった業者は下記「一般社団法人鶴 岡地区医師会」のみであり、当該法人は、学校医等を含む 市内医療機関の医師で構成され、専門医師の協力体制のも と当該業務を学校保健法で定められた4月~6月の期日内 に実施可能な鶴岡市内で唯一の健診機関である。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、政当事業有が10有以上の場	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
102	委託	令和7年度小学校標準学力検 査NRT及び知能検査業務委託	教育委員会 管理課 57-4862	R7. 4. 1	¥5, 970, 920	山形教育用品㈱ 庄内支店鶴岡連絡所	2	市教育委員会では、児童生徒の学力向上を図るため、正確な学力測定とその後の指導及び評価の資料とすることを目的とし、知能検査及び学力検査を行っている。市教育委員会では、検査に求める要件を、①全国基準に照らした結果の把握が可能(相対評価)である、②学力検査と知能検査の相関利用が可能である、③経年変化の把握が可能である、④学力検査においては、小学校5年生以上は4教科に対応であると定めている。毎年10月に、市教育委員会で知能検査及び学力検査の検査用紙を調査し、要件に照らして、上記要件を満たして、毎年10月に、要件に照らして、上記要件を満たして、の書文化社の『教研式標準学力検査』『教研式学年別知能検査』のみであったので、当該検査用紙の採用を決定した。業者選定については、業者登録「物品」において、業種区分「教材・教具」、業種名「教材・教具」において、業種区分「教材・教具」、業種名「教材・教具」において、業社区分「教材・教具」、業種名「教材・教具」において、業社区分「教材・教具」において、業社区分「教材・教具」において、業種区分「教材・教具」において、業種区分「教材・教具」において、業者の内、業務内容に教材・教具があり、かつ、本社のであった。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
101	委託	令和7年度中学校標準学力検 査NRT及び知能検査業務委託	教育委員会 管理課 57-4862	R7. 4. 1	¥5, 676, 060	山形教育用品㈱ 庄内支店鶴岡連絡所	2	市教育委員会では、児童生徒の学力向上を図るため、正確な学力測定とその後の指導及び評価の資料とすることを目的とし、知能検査及び学力検査を行っている。市教育委員会では、検査に求める要件を、①全国基準に照らした結果の把握が可能(相対評価)である、②学力検査と知能検査の相関利用が可能のの、③経年変化の把握が可能である、④学力検査においては、3学年5教科に対応するもの、と定めている。毎年10月に、市教育委員会で知能検査用紙を決定して、佐査用紙を調査し、要件に照らして、上記要件を満たずのが、令和7年度の検査用紙として、上記要件を満たずのが、令和7年度の検査用紙として、上記要件を満た学年別知能検査』のみであったので、当該検査用紙の採用を決定した。業者選定については、業者登録「物品」において、業種区分「教材・教具」、業種名「教材・教具」にお録録にと、業者選定については、業者登録「物品」において、業種区分「教材・教具」、まる業者の内、業務内容に教材・教具があり、かつ、本社又は営業所を有する5業者に対し、取扱可能とした、本社又は営業所を有する5業者に対し、取扱可能とした表情によります。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、該当事業有が10有以上の場	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
100	委託	令和7年度小中学校いじめ防 止等の為の学級満足度検査集 計業務委託		R7. 4. 1	¥2, 696, 400	山形教育用品㈱ 庄内支店鶴岡連絡所	2	いじめ防止対策推進法に基づき、市いじめ防止基本方針を定め、各学校において、いじめ防止対応マニュアルを策定し、学級満足度検査を実施している。市教育委員会では、学級満足度検査を実施している。市教育委員会で理検査である、②児童生徒の自尊心やプライドを傷つけなな年変化の把握が可能、⑤検査において、小学校全学年、小学校全学年に対応していると定めている。毎年10月とで教育委員会で学級満足度検査の検査用紙を決定して、中でであった。第4世紀の『Qート』のみであった。第4世紀の「Qート』のみであった。業者選定に対して、上記要件を満たす物は、図書文化社の『Qートので、当該検査用紙のアンケート』のみであった。業者選定に対し、業種名「教材・教具」において、業者として、当該検査用紙のアンケート』のみであった。業者の内、業務内容に教材・教具があり、かつ、業者の内、業務内容に教材・教具があり、かった、業者の内、業務内容に教材・教具があり、かったと業者の内、業務内容にも対し、取扱可能と回答した業者の方とで、またの可否について書面で問い合わせ、取扱可能と回答した業者は、山形教育用品(株)上に、財政の政治に対してあるの方にのからである。
99	委託	鶴岡市消防署高機能消防指令 センター保守点検業務	消防本部 総務課 22-8330	R7. 4. 1	¥13, 145, 000	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、消防における災害対応の根幹をなす指令センター設備を常時円滑に稼働させるため、システムを構成するコンピューター機器等の保守点検を実施するものである。 本システムは、日本電気㈱が構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に係わる技術情報を有し、保守点検に当たることができる者は、、日本電気㈱東北支社のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
98	委託	鶴岡市消防署消防救急デジタ ル無線設備保守点検業務	消防本部 総務課 22-8330	R7. 4. 1	¥17, 710, 000	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、消防業務の根幹をなすデジタル無線設備を常時円滑に稼働させるため、システムを構成する無線設備及び付随するコンピューター機器等の保守点検を実施するものである。 本システムは、日本電気㈱が構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に係わる技術情報を有し、その保守点検に当たることができるのは、日本電気㈱東北支社のみである。
97		令和7年度鶴岡市生活支援ハウス (温海高齢者生活福祉センター) 運営業務委託	温海庁舎 市民福祉課 43-4613	R7. 4. 1	¥4, 262, 120	社会福祉法人あつみ福祉会	2	本事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的とするものである。 業務実施にあたっては、厚生労働省老健局長通知平成12年9月27日老発655号及び平成13年5月15日老発192号生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要項及び鶴岡市生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づき行うものであり、業務の委託については、以下に揚げる要件が必要である。 ○介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を経営するものであること。 ○居住部門を指定介護事業所等に合わせ、又は隣地に整備した小規模多機能施設において実施すること。 ○温海地域おいて、実施可能であること。 上記の要件すべてを満たすのは、社会福祉法人あつみ福祉会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
96	委託		朝日庁舎 地域づくり推 進課 53-2115	R7. 4. 1	¥4, 891, 280	社会福祉法人朝日ぶなの木会	2	本業務は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的とするものである。業務実施にあたっては、厚生労働省老健局長通知平成12年9月27日老発655号及び平成13年5月15日老発192号生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱及び鶴岡市生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づき行うものであり、業務の委託については、以下に掲げる要件が必要である。 〇介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を経営するものであること。 ○居住部門を指定介護事業所等に合わせ、又は隣地に整備した小規模多機能施設において実施すること。 ○朝日地域において実施可能であること。上記の要件すべてを満たすのは、社会福祉法人朝日ぶなの木会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
95	委託	令和7年度朝日子育て支援セ ンター事業業務委託	朝日庁舎 地域づくり推 進課 53-2115	R7. 4. 1	¥10, 306, 000	社会福祉法人朝日ぶなの木会	2	本業務は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する「地域子育て支援拠点事業」として、乳幼児及びその保護者の相互の交流や育児相談ができる場として運営されるものであり、朝日地域においては朝日保育園の専用室で「朝日子育て支援センター」の名称で開設されている。 当該センターの運営には、専用室以外にも保育園の玄関、遊戯室、園庭等保育園施設全体が使用され、朝日保育園をの窓接な連携が不可欠となっている。朝日保育園は現在、社会福祉法人朝日ぶなの木会が指定管理者として管理運営を行っており、施設管理のみが指定管理者として管理運営を行っており、施設管理のみが指定管理者として管理運営を行っており、施設管理のみが指定管理者として管理運営を行っており、施設管理のみが指定で理者として管理運営を行っており、施設管理のみが指定で理者として管理運営を行っており、施設管理のみが指定で理者として管理運営を表れている。他の団体に本事業の所在が不明確となり、本来の保育園事業に支障をきたす恐れもある。同じ園舎内で保育園と子育て支援センター両事業の方と対している。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	<u>上、該当事業者か10者以上の場</u>	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
94	委託	理及び歳入の徴収業務	朝日庁舎 地域づくり推 進課 53-2113	R7. 4. 1	¥2, 671, 350	渋谷 一志	6	本業務は、当該施設の日常的管理、入館料等の徴収、茅葺き替えを含む施設の維持管理業務について、業務効率と経費削減の面から一体的業務としており、のである。 当該施設は、本市中心部から25km以上離れた山間部の百分を表別は2メートル以上の積雪となる地域にある。 実業者登録「建設工事」、でも時間を要する。 本本業者登録「建設工事」、でも時間を要する。 「建設最上では、1、2、2、2、4、4、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5
93	委託	令和/午度	朝日庁舎 産業建設課 53-2122	R7. 4. 1	¥9, 202, 000	・上野土木建設㈱ ・㈱伊藤組 ・大鳥振興企業組合 ・㈱金丸建設 ・㈱大栄	2	本業務は、冬季に引き続き山間部道路等の除雪作業や冬期間堆雪した雪山の排雪作業等を行うものである。 降雪前の道路状況等を把握している者にしか安全かつ適切な作業が実施できないことから、令和6年度道路等除排雪業務委託を受託していて、朝日地域管内の除排雪作業を実施し、かつ事前の受託可否聞き取り調査で本業務を受託可能と回答した5者を指名する。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
92		鶴岡市生活支援ハウス(櫛弓 高齢者生活福祉センター) 運営業務委託	櫛引庁舎 市民福祉課 57-2116	R7. 4. 1	¥8, 257, 000	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会		本事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的とするものである。 業務実施にあたっては、厚生労働省老健局長通知平成12年9月27日老発655号及び平成13年5月15日老発192号生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要項及び鶴岡市生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づき行うものであり、業務の委託については、以下に揚げる要件が必要である。 ○介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を経営するものであること。 ○居住部門を指定介護事業所等に合わせ、又は隣地に整備した小規模多機能施設において実施すること。 ○衛引地域おいて、実施可能であること。 上記の要件すべてを満たすのは、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、成当事業有が10有以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
91	委託	令和7年度羽黒子育で支援センター事業業務委託	羽黒庁舎 市民福祉課 26-8774 内線883-107	R7. 4. 1	¥10, 306, 000	社会福祉法人 羽黒百寿会	2	本業務は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する「地域子育て支援拠点事業」として、乳幼児及びその保護者の相互の交流や育児相談ができる場と同の専用室で「羽黒子育て支援センター」の名称で開設されている。 当該センターの運営には、専用室以外にも保育園の玄関、遊戯室、園庭等保育園施設全体が使用され、貴船保育園との密接な連携が不可欠となっている。 貴船保育園は現在、社会福祉法人羽黒百寿会が指定管理者として管理運営を行っており、施設管理の範囲には、事業専用室も含まれている。 貴船保育園は現在、社会福祉法人羽黒百寿会が指定管理者として管理運営を行っており、施設管理の範囲には、事業専用室も含まれている。他の団体に本事業の所在がる事業専用室も含まれている。他の団体に本事業の所在がる。市で場合、施設の管理を含め運営者を表記した場合、施設の管理を含めずでは当時で表記を表記した場合、施設の管理を含めて場合の指定管理者である。に園舎内で保育園と子育て支援センター両事業の連携を図りながら実施できる者は、貴船保育園の指定管理者である同法人をおいて他にない。
90	委託	鶴岡市藤島エコ有機センター 堆肥製造業務委託	藤島庁舎 産業建設課 64-5809	R7. 4. 1	9, 147, 000	藤島堆肥散布組合	2	鶴岡市藤島エコ有機センター堆肥製造業務は、堆肥製造 及び配送、堆肥原料の受入れ、機械設備や重機・車輛の取 扱いと保守管理である。 本市の業者登録「役務」において、業種区分及び業種名 「その他の業務委託」に登録している業者の内、業務内容 に「堆肥の製造及び配送」がある業者は藤島堆肥散布組合 ただ1者であり、他に実施できる者がいない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※衣記	の部合	上、該当事業者か10者以上の場	音、「〇〇は	かしし有」	と衣記していまり	o		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
89	委託	藤島駅乗車券類発売運営業務 委託	藤島庁舎 総務企画課 64-5813	R7. 4. 1	¥5, 077, 600	ふじしま観光協会	2	本業務は、東日本旅客鉄道㈱新潟支社(以下「JR新潟支社」という。)との乗車券類簡易委託発売契約及びJR新潟支社庄内統括センターとの協定に基づき行う業務であり、藤島駅における乗車券類の発売、改札業務及び付帯する業務並びに駅舎等の清掃作業について委託するものである。 JR新潟支社との協議で、駅収入管理システム研修を受講済みの特定の従事者を1年間継続的に配置することを条件としており、この条件を満たした上で受託可能である者は、ふじしま観光協会のみである。
88	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約(その1)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥19, 385, 555	(有)鶴岡マシンサービス	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械10台に対して請負可能との回答があった業者は、예鶴岡マシンサービスのみであった。 【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載がある(※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に能理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に記載する業者を除外する。)、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内000る20、庄内900る186、庄内900る187、庄内900る188、庄内000る282、庄内900る287、庄内900る288、庄内900る290、庄内900る334、庄内000る471

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者が10者以上の場	発注担当課 Tel	契約締結日	#II VA 人 #E	受注者	適用号	随意契約理由
87	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約(その2)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥60, 143, 233	街トガシ機械	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械33台に対して請負可能との回答があった業者は、何トガシ機械のみであった。 【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る(※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に直動整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。)、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内900る17、庄内900る105、庄内900る167、鶴岡市ひ913、庄内900る40、庄内900る148、庄内900る266、庄内900る321、庄内900る47、庄内900る318、店内900る311、81187、81177、81143、庄内900る160、庄内900る318、庄内900る317、81187、81177、81143、庄内900る160、庄内900る318、庄内900る364、庄内900る117、庄内900る161、庄内900る293、庄内900る364、庄内900る117、庄内900る161、庄内900る293、庄内900る364、庄内900る17、庄内900る77、庄内900る144、庄内900る303、庄内900

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者が10者以上の場	発注担当課 Tel	契約締結日	#II VA 人 #E	受注者	適用号	随意契約理由
86	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約(その3)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥66, 420, 435	旭車輌整備㈱	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械37台に対して請負可能との回答があった業者は、旭車輌整備㈱のみであった。  【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつで製造しており、企業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、店内地方に本社又は営業所があり、かつで実務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に割する業者を除いた18業者  【除雪機械】  「上内90を記載が有り、ただし、業務内容に記載する業者を除いた18業者  【除雪機械】  「上内900る436、上内900さ53、上内99ま744、羽黒町ひ94、鶴岡市の8080、上内900る403、鶴岡市に2062、鶴岡市に2063、上内900る469、上内900る470、上内800は335、上内800さ5298、上内900る469、上内99ま838、上内900る34、上内900る124、鶴岡市に809、上内900る316、上内900る38、上内900る124、鶴岡市に809、上内900る31、上内900る73、上内900る101、上内900る123、上内900る309、上内900る389、鶴岡市の8079

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者が10者以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	却 仏 人 姑	· 受注者	適用号	随意契約理由
85		令和7年度除雪機械保守単価 契約(その4)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥32, 463, 822	出羽商事㈱鶴岡営業所	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械30台に対して請負可能との回答があった業者は、出羽商事㈱鶴岡営業所のみであった。  【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載がある(※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に直期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除いた18業者  【除雪機械】 庄内900る228、庄内900る207、庄内900る214、庄内900る215、庄内900る228、庄内900る231、庄内900る234、庄内900る235、庄内900る255、庄内900る314、庄内900る352、庄内900る353、庄内900る353、庄内900る353、庄内900る353、庄内900る353、庄内900る353、庄内900る353、庄内900る353、庄内900る353、庄内900名353、庄内900名353、庄内900る377

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意製約理由
84	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約(その5)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥29, 680, 055	コマツ山形(株) 鶴岡営業所	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械24台に対して請負可能との回答があった業者は、コマツ山形㈱鶴岡営業所のみであった。 【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載がある《※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に記載が有り(ただし、業務内容に記載する業者を除外する。)、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内000る261、庄内000る233、庄内000る236、庄内99ま358、庄内99ま545、庄内99ま847、庄内900る176、庄内900る201、庄内900る351、庄内000ま579、庄内900る276、庄内900る200、庄内900る78、庄内900る232、庄内900る275、庄内900る387、庄内900る434

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※衣:	しいかい	上、該当事業者か10者以上の場	<u>та, 100к</u>	かしし有」	と衣記していまり	0		
No.	契約 区分		発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
83	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約(その6)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	, ,	日本キャタピラー 合同会社 酒田営業所	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械7台に対して請負可能との回答があった業者は、日本キャタピラー合同会社酒田営業所のみであった。 【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る(※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に能理・修繕等の記載が有り、ただし、業務内容を記載する業者を除外する。)、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内00ま870、庄内000る166、庄内000る165、庄内99ま845、庄内00ま976、庄内00ま826、庄内900る146

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

水衣前	こり付い口	上、該当事業者か10者以上の第		かしし有」	こ衣記していまり	0		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
82	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約(その7)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥9, 608, 838	コベルコ建機日本㈱ 庄内工場	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械6台に対して請負可能との回答があった業者は、コベルコ建機日本㈱庄内工場のみであった。 【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る(※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容にを理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容にを期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。)、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内900る75、庄内99ま922、庄内99さ163、庄内900る112、庄内90ま750、庄内99ま978

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	E、該自事業有が10有り 案 件 名		発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
81		令和7年度除雪機械保 契約(その8)	守単価	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥6, 476, 422	太洋自動車工業㈱	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械6台に対して請負可能との回答があった業者は、太洋自動車工業㈱のみであった。  【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載がある(※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容にに期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除いた18業者  【除雪機械】  庄内99ま538、庄内99ま930、庄内900る154、庄内900る29、庄内99ま954、庄内900る9

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※衣記	77的百.	上、該当事業者が10者以上の場	fig、100は	いしし有」	と表記しています	0		
No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意製約理由
80	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約(その9)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥1, 552, 413	北日本車輌(株)	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械1台に対して請負可能との回答があった業者は、北日本車輌㈱のみであった。 【条件】 1.業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る(※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2.業種区分「車輌」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に事輌の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。)、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】
79	委託	鶴岡市マリカ東館管理業務委 託	建設部 都市計画課 35-1315	R7. 4. 1	¥39, 989, 400	一般財団法人 鶴岡市開発公社	2	本業務は、マリカ東館について、その機能・性能を保持し、常に正常で良好な状態を保つとともに、鶴岡市マリカ東館管理要綱のほか関係法令等に基づき、必要かつ適正な包括的管理を委託するものである。 管理業務の実施にあたっては、清掃・衛生管理、設備管理、建物及び設備の保全、保安警備など、建物保全に関する業務遂行の技術力に加えて、民間の商業店舗及び事業所が賃貸借契約により入居していることから、入居管理にあたっては宅地建物取引業の資格を有していることが必要となる。 同館規模の建物保全に関する管理技術と体制を有し、かつ、入居管理に必要な宅地建物取引業の資格を有するのは一般財団法人鶴岡市開発公社のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
78	委託	インバウンドプロモーション 事業業務委託	商工観光部 観光物産課 35-1301	R7. 4. 1	¥4, 400, 000	一般社団法人 DEGAM鶴岡ツーリ ズムビューロー	2	当該事業はインバウンド誘客促進を目的としており、「第二次鶴岡市総合計画」において、全市的な観光PR及び情報発信については、観光地域づくり法人(DMO)が担う機能として位置づけている。事業内容は、全市的な観光PRとして、国外での旅行商談会を開催することにより、訪日外国人観光客に向けた誘客プロモーションを実施するもの。一般社団法人DEGAM鶴岡ツーリズムビューローは、本市の観光分野における高い公益性を持つとともに、幅広く会員を有する団体であり、市内に所在する唯一の観光地域づくり法人(DMO)である。
77	委託		商工観光部 観光物産課 35-1301	R7. 4. 1	¥10, 764, 554	一般社団法人 DEGAM鶴岡ツーリ ズムビューロー	2	鶴岡市観光案内所は、マリカ東館1階FOODEVER内にあり、国内外からの観光客に対して直接観光情報を発信する拠点として、対面や電話、メールなどに対応している。特に、外国人観光案内所として、日本政府観光局よりカテゴリー2(常時英語対応が可能で、地域情報はもちろん、周辺を含む広域の観光情報等を旅行者に提供できる。)の認定を受けており、対応可能な人材を配置する必要がある。 英語による観光案内対応が可能な人材を有し、かつ鶴岡市とその周辺の広域的な観光案内の情報を把握し、観光案内サービスを提供できるのは、一般社団法人DEGAM鶴岡ツーリズムビューロー以外に実施できる者がいないため。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、該当事業有が10有以上の場	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
76	委託	観光プラザ管理運営業務委託	商工観光部 観光物産課 35-1301	R7. 4. 1	¥3, 850, 000	㈱清川屋	2	鶴岡観光プラザ(以下「プラザ」という。)は、鶴岡商工会議所会館1階西側に所在し、来館者への観光案内と観光情報の提供、並びに本市伝統工芸品の紹介を一体的に行うことを目的としている。 プラザはスペースが限定されており、案内や紹介を効果的に行うには、施設や物品の管理等を担う必要がある。当該フロアで隣接する物産販売業者を指名することで、プラザ部分と物産部分の施設や物品を含む業務全般を一体的かつ効率的に管理することが可能となり、結果、季節や時期に合わせた展示や紹介により、目的に即したサービスの提供に繋がっている。現在、当該フロアで物産販売を担っている事業者は、㈱清川屋のみである。
75	委託	鶴岡市地元就職支援サイト運 営業務委託	商工観光部 商工課 35-0633	R7. 4. 1	¥2, 420, 000	鶴岡地区 雇用対策協議会	2	当該業務は、本市への就職を希望する若年求職者に対して、企業情報や求人情報、インターンシップ情報等の採用情報を提供するため、地元就職支援サイト「つるおか仕事ナビ」を運営するとともに、情報提供希望登録者への情報発信や閲覧者からの問い合わせ等へ対応するもの。また、採用種別に対応していない企業情報データベースやユーザーインターフェースの改修、近年の採用動向に対応した企業紹介コンテンツの拡充等を図るもの。地元就職支援サイト「つるおか仕事ナビ」は、鶴岡地区雇用対策協議会が運営している当該協議会の公式ホームページ内に開設されており、当該サイトの運営及び改修することができるのは、当該協議会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※衣記	刀都合.	上、該当事業者が10者以上の場	<u>                                      </u>	かしし有」	と表記しています	0		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
74	委託	令和7年度鶴岡市森林経営管 理業務委託	農林水産部 農山漁村振興 課 35-0145	R7. 4. 1	¥2, 970, 000	出羽庄内森林組合	2	本業務は、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理制度に対応した各種業務委託の発注に先立ち、この委託発注の準備補助として必要な情報収集・資料作成を行う業務委託である。 この業務委託にあたり、対象森林の所有者・管理者及び森林資源量の情報を持っていること、近隣森林の森林経営計画を策定し、施業を行い対象森林の状況を把握していることから、この業務委託に対応できるのは出羽庄内森林組合のみである。
73		令和7年度鶴岡市農道管理業務委託(544,834m:庄内赤川土地改良区受益地内)	農林水産部 農山漁村振興 課 35-1298	R7. 4. 1	¥16, 758, 000	庄内赤川土地改良区		本業務は、庄内赤川土地改良区管内における農道の点 検、機能・安全確保、維持・改修及び台帳の管理を行うも のであるが、その受益者は庄内赤川土地改良区の構成組合 員であり、さらに庄内赤川土地改良区は、農業用用排水路 等の管理を行っている。そのため状況把握や意見・要望の 的確な集約を行い、かつ、経常的な農道管理が可能となる 者は、庄内赤川土地改良区のみである。
72	委託	令和7年度鶴岡市立農業経営 者育成学校研修運営等業務委 託	農林水産部 農政課 35-1295	R7. 4. 1	¥6, 723, 200	㈱SHONAI	2	鶴岡市立農業経営者育成学校(以下、「SEADS」という。)は、将来にわたる農業の発展を図り、定住人口の増加に寄与するため、農業経営者の育成及び確保のための施設として開校した。産学官8者(鶴岡市、山形大学農学部、東北芸術工科大学、鶴岡工業高等専門学校、庄内農業高校、JA鶴岡、JA庄内たがわ、㈱SHONAI(YAMAGATA DESIGN(㈱がR6.4.1付で社名変更))は、同様の目的で協定を締結し、農業の人材育成・確保を図るため「SEADS」を活用し、連携して実施すべき事項を定めている。その中で㈱SHONAIは研修カリキュラムの実施や施設の管理に関すること等の役割を担っている。今回の委託先については、協定内の役割分担を踏まえたものであり、学校運営の安定化に向けた改善の継続・推進を図るため、同社と特命随意契約を締結するものである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	三	受注者	適用号	随意契約理由
71	委託	令和7年度鶴岡市国民健康保 険特定保健指導事業業務委託	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥5, 016, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	鶴岡市が国民健康保険の保険者として加入者に対して実施する特定保健指導の実施機関は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び「特定保健指導の外部委託に関する基準」で定められている実施基準を満たす必要があり、これを満たす者は、一般社団法人鶴岡地区医師会、鶴岡協立病院の2機関である。本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
70	委託	令和7年度鶴岡市国民健康保 険人間ドック業務委託	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥50, 400, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	鶴岡市国民健康保険人間ドック(以下、「国保人間ドック」)は、本市国民健康保険の被保険者(40歳以上)に対し、疾病の早期発見及び早期治療による国保医療費の適正化を目的として実施するものであり、特定健康診査やがん検診等を同一施設内において同時に行う検査である。国保人間ドックの委託機関は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められている実施基準を満たす必要があり、これを満たす者は、一般社団法人鶴岡地区医師会、鶴岡市立荘内病院、医療法人継和会みやはらクリニック、鶴岡協立病院の4機関である。本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者が10者以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
69	委託	令和7年度国民健康保険レセ プト点検業務支援事業	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥5, 189, 000 (総支出予定額)	山形県国民健康保険団 体連合会	2	山形県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、県内市町村が国民健康保険法第83条に基づき国民健康保険に関する事務の共同処理をするために設立された団体であり、国民健康保険の診療報酬審査支払機関である。 県と市町村の共同運営となった国民健康保険を運営するにあたり、事業の広域化や効率化を推進するため、本県の国民健康保険の統一的な運営方針において、保険者事務の共同実施の取組が図られていることから、本業務において、医療機関等の診療報酬請求業務を行う業者と同一でないことで点検の公平性が担保され、共同で行うことで精度の向上と医療費の適正化につながる効率的な点検を行うことが出来るのは、国保連合会のみである。
68	委託	令和7年度国民健康保険等事 務共同処理業務委託	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥15, 561, 080 (総支出予定額)	山形県国民健康保険団 体連合会	1	山形県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、県内市町村が国民健康保険法第83条に基づき国民健康保険に関する事務の共同処理をするために設立された団体である。 県と市町村の共同運営となった国民健康保険を運営するにあたり、事業の広域化や効率化を推進するため、本県の国民健康保険の統一的な運営方針において、保険者事務の共同実施の取組が図られていることから、本業務を行うことが出来るのは、国保連合会のみである。
67		令和7年度国保被保険者資格 情報及び給付情報の管理業務 の実施に係る委託	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥3, 857, 580	山形県国民健康保険団 体連合会	2	当該業務は、都道府県単位で国民健康保険被保険者の資格情報や給付情報を管理するものであるが、その管理にあたっては公益社団法人国民健康保険中央会が開発した国保情報集約システムを用いて行っており、当該システムの運用等を実施できるのは、山形県国民健康保険団体連合会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	<u>工、政当事業有が10有以工の参</u> 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
66	委託	令和7年度番号制度に係る データ標準レイアウト改版対 応に伴うシステム改修業務委 託(福祉分)	健康福祉部 子育て推進課 26-0176	R7. 4. 1	¥2, 726, 625	日本電気㈱東北支社		本業務は、児童手当及び児童扶養手当の適切な給付のために導入している福祉システム(GPRIMEシステム)について、国で定めた令和7年6月情報連携開始の番号制度に係るデータ標準レイアウト改版対応に伴う改修を委託するものである。 当該システムは、日本電気㈱が設計・構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に関わる技術情報を有し、その改修にあたることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。
65	委託	令和7年度鶴岡市放課後児童 対策事業運営委託	健康福祉部 子育て推進課 26-0176	R7. 4. 1	¥274, 115, 900	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会 ほか13者	2	放課後児童対策事業を行うことができる者は、「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。」という児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づき、市長に届け出た者に限られる。本市において、届出を行っている者のうち、民設で当該事業を実施している者は社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会ほか13者であることから、各者と特命随意契約を締結するものである。
64	委託	鶴岡市要介護認定調査業務委 託	健康福祉部 長寿介護課 35-1289	R7. 4. 1	¥18, 491, 000 (総支出予定額)	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会 ほか12者		本市の指定居宅介護支援事業所は22法人が運営する2 8事業所であり、その全てに委託の可否について意向確認 を確認し可能と回答があった事業者は社会福祉法人鶴岡市 社会福祉協議会ほか12者だった。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	<u>工、成当事業有が10年以上の場</u> 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
63	委託	令和7年度鶴岡市地域福祉連 携ネットワーク支援業務委託	健康福祉部 長寿介護課 35-1289	R7. 4. 1	¥6, 822, 000	㈱AGEN	2	本業務は、コミュニケーションツールであるLINE WORKS を活用して、市及び市内全介護サービス事業所間の連携ネットワークを構築し、市業務のスリム化・経費削減や災害等の有事の際の情報共有等の円滑かつ迅速化を推進するとともに、介護サービス事業者の業務効率化・経費削減を通じて介護サービスの質向上及び介護人材の確保・定着を支援することを目的とする。 当該ネットワークは、令和6年度に公募型プロポーザル方式により選定した㈱AGENが構築した専用ネットワーク基盤を用いて運用しており、当該ネットワーク基盤の保守、サポート・コンサルティングができるのが同社をおいてほかになく、見積価格も予定価格内であったため、契約を締結したものである。
62	委託	令和7年度介護保険事務処理 システム等運用支援業務委託	健康福祉部 長寿介護課 35-1289	R7. 4. 1	¥4, 343, 625	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、介護保険制度を運用する上で必要となる資格情報や保険料情報、給付情報等を管理している介護保険事務処理システム及び介護認定を管理する認定支援事務処理システムにおいて、処理誤り防止のため重要な作業の立ち合い、処理誤り時の対応などの運用支援を委託するものである。 当該システムは、日本電気㈱が構築したもので、作業に係る技術を有し、その対応に当たることができるのが同社をおいてほかになく、見積価格も予定価格内であったため、契約を締結したものである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、該当事業有が10有以上の場	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
61	委託	令和7年度鶴岡市障害者地域 活動支援センター事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥6, 104, 000	特定非営利法人やすらぎの会	2	当該事業は、鶴岡市障害者地域活動支援センター事業実施要項の事業を実施するにあたり、利用者、特に精神障害者に対して創作活動や生産活動の機会の提供などの支援や関係機関との連携を実施するなど、専門的な知識を必要とし、障害福祉サービスとして提供する自立支援給付費では対応できない障害者の居場所を確保するとともに障害者の地域生活支援の促進を図るものである。特定非営利活動法人やすらぎの会の運営する「障がい者地域生活支援センター翔」は、当該事業の適切な遂行にあたり、実施するために必要な施設・設備基準に該当するとともに、当該事業を効果的に実施するために必要な資格及び専門的技術等を有する職員(社会福祉士、精神保健福祉士等)を有する市内で唯一の事業所である。
60	委託	令和7年度鶴岡市障害者相談 支援事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥31, 814, 200	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	当該業務は、在宅の障害者に対して、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等、相談支援にかかる総合的な支援を行うほか、地域自立支援協議会としての業務、基幹相談支援センターとして地域の関係機関との連携強化の取組、人材育成支援、権利擁護に関する支援、地域移行・定着の推進に向けた取組等を行うものである。市内の指定相談支援事業所8事業所のうち、7事業所については、障害者相談支援業務にあたることができる人員が1~3人体制となっており、当該業務の実施は困難であるが、社会福祉協議会は相談支援専門員を10人配置しており、当該事業の実施体制を構築可能なことから、当該業務を受託できるのは同協議会をおいてほかにない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、政当事来有 2-10 有以工 0 % 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
59	委託	令和7年度鶴岡市障害児相談 支援事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥6, 194, 100	社会福祉法人 恵泉会	2	当該事業は、鶴岡市障害者相談支援事業実施要項の事業 を実施するにあたり、在宅の障害児及び保護者に対して、 福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を 高める支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供 等、総合的な支援を行うものである。社会福祉法人恵泉会 は、当該事業を行うにあたり、幼児期からの専門的かつ総 合的な支援を行うことが可能な児童福祉法に規定する障害 児通所支援(児童発達支援)と障害児相談支援の両事業の 指定を受けている市内で唯一の事業所である。
58	委託	令和7年度鶴岡市手話通訳者 設置事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥2, 592, 000	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	手話通訳者設置事業は、障害者総合支援法に基づく市町村が行う地域生活支援事業の必須事業となっており、手話通訳者の業務は、聴覚障害者等へのコミュニケーション支援のほか、聴覚障害者への障害福祉サービスの利用援助や生活相談等である。また、手話通訳者の派遣事業では、地域生活支援事業実施要綱において、円滑に行われるより、連絡調整業務担当者の設置等に努めることとされており、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者が望ましいと規定されている。そのため、これらの業務を行うには、手話通訳者の資格の他、障害者相談支援専門員の資格を有する者が適材である。 鶴岡市内の手話通訳者の内この条件を満たす者は、鶴岡市社会福祉協議会に在籍している1名のみである。また、障害のある方の相談は多岐にわたるため個人での対応ではニーズに対応しきれない。以上のことから、条件を満たし、かつ組織として対応が可能な事業者は、鶴岡市社会福祉協議会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
57	委託	令和7年度鶴岡市子どもの学 習支援事業委託業務委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥3, 262, 930	特定非営利活動法人 山形県ひとり親家庭福 祉会	2	本事業は、国補助事業「子どもの学習・生活支援事業」の一つであり、実施要綱において、生活実施になどと習支援のみならず、軽食を提供することや、事業を密にはいることを等関係機関との連携を密には対したが、連続である。とれていることがです。とは、ものでは、事業をではなる等ので、実施では、事業を有いたが、もので、実施では、事業を有いたが、もので、実施では、事業を有いたが、もので、実施では、もので、実施では、もので、実施では、まれば、事業を有いたが、もので、実施では、ものでは、などものでは、ものでは、ものでは、ものでは、は、ものでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額(税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
56	委託	令和7年度鶴岡市生活困窮者 自立相談支援事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥20, 480, 955	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	本事業は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法の必須事業であり、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施することを目的としている。生活困窮者自立支援法第5条第2項では、「都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定めるものに委託することができる」とされている。また、生活困窮者自立支援法施行規則(厚生労働省令第十六号)第9条 に「法第5条第2項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人等が適当」とある。施行規則の規定通り、適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者は、生活困窮専門の相談支援窓口を持ち、専門の支援手法を実践している社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会をおいてほかにない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
55		令和7年度生活困窮者等就労準 備支援・就農訓練事業業務委 託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥4, 326, 100	社会福祉法人 月山福祉会	2	本業務は、生活困窮者自立支援法の任意事業として国の 生活困窮者自立支援事業実施要綱の中の就労準備支援事業 (就農訓練事業)実施するもの。 委託先については、国策定の就労準備支援事業の手引き 内3章の3(1)において、次のとおり留意点が示されている。 ①地域の中に、以前から生活困窮者の就労支援に取り組むがある場合は、それらの団体との連携を検討する。 ②自治体がある場合は、それらの団体との連携を検討する。 ②自治体からの委託を受け生活保護受給者の就労支援事業を実施している団体や障害者就業・生活支援センタ専門性を活用する。 また、本事に関わる事業をとともに、就農訓練を実施することから、開連を選問を表している。 生活困窮者は、就労準備支援とともに、就農訓練を実施することとがの認定を受け実施している。 生活困窮者は、就労準備支援を展開している。 と活困窮者と農業をつなぐ農福連携を展開している。 以上のこととから、本市において、就労準備支援事業の就農訓練事業を実施できる専門性のある法人と随意契約を締結するものである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、該当事業有が10有以工の場	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
54	委託	令和7年度生活困窮者就労鵜準 備支援事業委託業務	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥7, 699, 000	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	本事業は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法の必須事業であり、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施することを目的としている。生活困窮者自立支援法第5条第2項では、「都道府県等は、生活困窮者自立有談支援事業の事務の全部では、「都道府県部では、大生活困窮者自立支援法施行規則(厚生労働省令第十六号)第9条に「法第5条第4項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者は、生活困窮者自立相談支援を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者は、生活困窮者自立相談支援窓口を持ち、適当」とある。施行規則の規定通り、適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者は、生活困窮専門の相談支援窓口を持ち、連門の支援手法を実践している社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会をおいてほかにない。
53	委託	福祉バス運行業務委託	健康福祉部 福祉課 35-1252	R7. 4. 1	¥9, 498, 000	社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	2	本業務は地域福祉の増進を図ることを目的とし、業務内容には単なるバスの運行や車輌管理のみならず、申請書の受付や利用計画の調整、事故対応、福祉活動の提案、相談対応等も含まれる。また、利用者である福祉関係団体の活動内容や実情を把握し、福祉バスを利用した福祉活動をコーディネートする専門性が求められる。上記の条件を満たし本業務を遂行できるのは、行政とともに地域福祉事業を推進している法人であり、福祉関係団体の福祉活動を総合的に支援している鶴岡市社会福祉協議会をおいてほかにない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	<u>工、政当事業有が10有以工の場</u> 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	初处众姑	受注者	適用号	随意契約理由
52	委託	令和7年度鶴岡市健康診査等 業務	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥4, 699, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本事業は、「生活保護受給者等」、「40歳総合健診において国民健康保険以外の医療保険に加入している者」、「40歳未満の市民で他で健診機会のない者」を対象に、生活習慣病予防及び健康の保持と増進を図ることを目的に、健康診査を実施するものである。「鶴岡市健康診査」の集団健診は住民の利便性を考慮し地域に出向いて実施し、人間ドック・個別健診については市内のかかりつけ医やドック健診医療機関で実施する。「鶴岡市40歳総合健診」は40歳を対象としたがん検診と歯周疾患検診を併せた総合的な健診を実施する。「鶴岡市40歳総合健診」は40歳を対象としたがん検診と歯周疾患検診を併せた総合的な健診を実施する。「鶴岡市40歳総合健診」は40歳未満の者を対象とし託児室の設置など受診者の利便を考慮して実施する。本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
51		令和7年度鶴岡市後期高齢者 健康診査業務	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1		一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本事業は、山形県後期高齢者医療広域連合の被保険者 (75歳以上等)を対象に、糖尿病等の生活習慣病を早期 発見することを目的とした健康診査を、広域連合の委託を 受け実施するものである。集団健診は住民の利便性を考慮 し地域に出向いて実施する。人間ドック・個別健診につい てはドック健診医療機関や市内のかかりつけ医で実施す る。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関 との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市におい て取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会の みである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※表記	の都合	上、該当事業者が10者以上の場	詩台、「○○は	かしし有」	と表記しています	0		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
50	委託	令和7年度鶴岡市国民健康保 険特定健康診査業務	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥97, 395, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本事業は、鶴岡市国民健康保険の被保険者(40~74歳)を対象とした、糖尿病等の生活習慣病を早期発見することを目的とした特定健康診査を実施するものである。 集団健診は住民の利便性を考慮し地域に出向いて実施する。人間ドック・個別健診についてはドック健診医療機関や市内のかかりつけ医で実施する。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
49	委託	後期高齢者健康診査費用支払 事務及びデータ管理の委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥2, 355, 000 (総支出予定額)	山形県国民健康保険 団体連合会	2	本業務は、本市が山形県後期高齢者医療広域連合から受託して行う健康診査の実施に要した費用の支払に関する業務及び健診結果のデータ管理業務等を委託するものである。山形県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条1項に基づき本事業を遂行するために設立された団体であり、本事業を実施することができるのは山形県国民健康保険団体連合会のみである。
48	委託	特定健康診査・特定保健指導 等費用支払事務及びデータ管 理の委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥3, 307, 000 (総支出予定額)	山形県国民健康保険 団体連合会	2	公的医療保険に加入する40歳以上の者に対しては、 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者が 主体となり特定健康診査事業及び特定保健指導事業を実施 することとなる。 本業務については、健診結果の適正なデータ管理及び健 診・保健指導実施機関からの審査とともに円滑な支払いを 行うものである。 本業務を委託する山形県国民健康保険団体連合会は、国 民健康保険法第83条第1項に基づき県内の市町村が設立 した団体であり、国民健康保険診療報酬の適正な審査支払 をはじめ、市町村国保の事務の共同化、円滑な事業運営を 目的とした県内唯一の団体である。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	初处众姑	受注者	適用号	随意契約理由
47	委託	令和7年度鶴岡市がん検診等 (人間ドック)検診業務委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥106, 998, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本市では、市民の生活習慣病予防及び健康保持と増進を図ることを目的として、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査(後期高齢者健康診査、健康診査)及び健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づき、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、「山形県健康教育及びがん検診実施のための指針」、「山形県健康診査を実施している。人間ドック検診は、受診者が検診機関に直接赴き、特定健康診査及びがん検診等並びにその他検査で市が認めたものを、同一施設内において同時に行うものであり、市内は4医療機関が実施可能な検診機関である。本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
46	委託	令和7年度鶴岡市子宮がん乳 がん個別検診業務委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥31,012,000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本市では、市民の健康保持と増進を図ることを目的として、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づき、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」及び「山形県健康診査実施要項」によるがん検診を実施している。 子宮がん乳がん個別検診は、受診者が市内の検診機関に直接赴き、検診を実施するものである。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
45	委託	令和7年度鶴岡市がん検診等 (集団) 検診業務委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥40, 164, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本市では、市民の健康保持及び増進を図ることを目的として、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づき、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、「山形県健康診査実施要領」及び「健康増進事業実施要領」並びに「肝炎ウイルス検診等実施要領」により検診を実施している。 集団検診には、受診者の利便性を考慮し地域で行う検診と、特定の方を対象に期日を決めて行う検診がある。地域で行う集団検診には、胃がん検診、呼吸器検診の検診事の配置が必要となり、対象者を限定し期日を決めて行う事業の実施には、特定の日に、複数人が複数のがん検診等を同時に受診できる検診機関である必要がある。本市において、上記の事業を実施できる者は、検査専門機関である一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
44	委託	健康管理システム運用保守業 務	健康福祉部健 康課課 25-2731	R7. 4. 1	¥2, 145, 000	日本電気㈱東北支社		本業務は健康管理システムの保守及び運用支援等を行うために業務を委託するものである。本システムは、日本電気㈱が設計構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業にかかわる技術情報を有し、その改修に当たることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	<u>工、成当事業者が10年以上の場</u> 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
43	委託	鶴岡市定期予防接種業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥236, 113, 800 (総支出予定額)	<ul> <li>・一般社団法人 山形県医院</li> <li>・真島医院</li> <li>・齋藤医院</li> <li>・みかリニック</li> <li>・山北徳新会病院</li> </ul>	2	定期予防接種は、予防接種法第5条の規定に基づき市町村長に実施の義務と責任があり、厚生労働省が示す「定期接種実施要領」により実施することとされている。同要領では、予防接種法施行令第4条により「市町村長の要請に医という。)が医療機関で行うも承諾した医められている。山形県では、他市町村の医療機関使性を図り、県内の事務の軽減や種者のもり、県内の事務の軽減や種の変の調整を別のでは、場所の事務の軽減や種のを関が、場所の事務の野防接種の実施を関めている。中国の方は、地方の事務の事務の事務の事務の事務の事務の事務の事務の事務の事務の事務の事務の事務の

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、成当事業有が10有以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
42	委託	鶴岡市乳幼児健康診査業務委 託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥4, 040, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条に 規定する健康診査であり、母性並びに乳幼児の健康の保持 増進を図ることを目的として実施する。母子保健法施行規 則では、乳幼児に対する健康診査の項目があげられ、その 実施に当たっては、医療の専門的見地より小児科専門医師 以外にはできない。 本業務の実施に当たっては、市内の小児科医師の派遣に 関する総合調整が必要なことから、それを実施できる者 は、小児科医師が加入する一般社団法人鶴岡地区医師会の みである。
41	委託	鶴岡市新生児聴覚検査業務委 託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥2, 300, 000 (総支出予定額)	・一般社団法人 鶴岡地区医師会 ・地方独立行政法人 山形県・酒田市院機構 日本海谷病院 ・医療法人太田医院 いちリニック	2	新生児聴覚検査は、新生児の聴覚障がいを早期に発見し、適切な療育を行うことにより、言語発達等への影響を抑えることを目的とし、分娩取扱医療機関において、出産後入院中に実施するものである。 庄内地域では、分娩取扱医療機関の4者(鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会 産婦人科・小児科三井病院、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院、医療法人太田医院 いちごレディースクリニック)のみ検査可能である。 本業務の実施にあたっては、各医療機関との実施内容や委託料の調整が必要であるが、本市分娩取扱医療機関(鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会 産婦人科・小児科三井病院)2者との調整が出来るのは、一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。 酒田市の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院及び医療法人太田医院 いちごレディースクリニックについては、個別に契約を締結するものである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、該当事業有が10有以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
40	委託	鶴岡市妊婦健康診査業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥51, 707, 500 (総支出予定額)	一般社団法人 山形県医師会	2	妊婦健康診査は、母子保健法第13条に規定する健康診査であり、妊婦の健康管理に努めることにより妊産婦、新生児及び乳児の死亡率の低下、流早産の防止を目的として実施している。 本業務の実施に当たっては、発注にあたり、各実施機関と個別契約を締結することは、発注者・受注者共に事務が煩雑になることから、事務の簡素化を図るため、受注者の事務を一括して取りまとめるものである。また、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要であり、県内において取りまとめを行える者は一般社団法人山形県医師会のみである。
39	委託	鶴岡市1か月児健康診査業務 委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥2, 160, 000 (総支出予定額)	・一般社団法人 鶴岡地区医師会 ・地方独立行政市市 院機構 日本海路合病院 ・医療法人太田医院 ・医なジョンク	2	1か月児健康診査は、乳児の疾病や異常の早期発見、虐待未然防止及び経済的負担軽減を図ることを目的とし、分娩取扱医療機関において、出生の1か月児に実施するものである。 1か月児健康診査は、分娩した医療機関で受診するため、庄内地域では、分娩取扱医療機関の4者(鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会産婦人科・小児科三井病院、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院、医療法人太田医院いちごレディースクリニック)のみ受診可能である。 本業務の実施にあたっては、各医療機関との実施内容や委託料の調整が必要であるが、本市分娩取扱医療機関(鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会産婦人科・小児科三井病院)2者との調整が出来るのは、一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。 酒田市の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院及び医療法人太田医院いちごレディースクリニックについては、個別に契約を締結するものである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
38	委託	鶴岡市産婦健康診査業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥3, 240, 000 (総支出予定額)	・一般社団法人 鶴岡地区医師会 ・地方独立行政法病 ・地形県構 日本 高病院 ・医療法人レディ クリニック	2	産婦健康診査は、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対し、産後うつの予防や虐待予防等を図ることを目的とし、分娩取扱医療機関において実施するものである。 庄内地域では、分娩取扱医療機関の4者(鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会産婦人科・小児科三井病院、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院、医療法人太田医院いちごレディースクリニック)のみ実施可能である。 本業務の実施にあたっては、各医療機関との実施内容や委託料の調整が必要であるが、本市分娩取扱医療機関(鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会産婦人科・小児科三井病院)2者との調整が出来るのは、一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。 酒田市の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院及び医療法人太田医院いちごレディースクリニックについては、個別に契約を締結するものである。
37	<b>壬壬</b>	令和7年度番号制に係るデータ標準レイアウト改版対応に 伴うシステム改修業務委託 (保健分)	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥8, 258, 250 (総支出予定額)	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、市民の健康情報を一元的に管理し、保健事業を推進するために導入している健康管理システム(GPRIMEシステム)について、国で定めた令和7年6月情報連携開始の番号制度に係るデータ標準レイアウト改版対応に伴う改修を委託するものである。 当該システムは、日本電気㈱が設計・構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に関わる技術情報を有し、その改修に当たることができる者は日本電気㈱東北支社である。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	工、成当事来有为·10有以工 <i>0分</i> 	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
36	委託	在宅医療·介護連携推進事業 業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 35-1251	R7. 4. 1	¥10, 640, 000	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本事業は、介護保険法に基づき、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進するものである。業務の実施に当たっては、「地域支援事業実施要綱」(平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知)に基づいて実施することとなるため、次に掲げる要件が求められるが、これらの要件を満たすのは、本市においては一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。 ①在宅医療・介護の連携を支援する総合的な相談窓口を設置・運営している事業所であること。 ②地域の医療機関・介護事業所等の機能等や在宅医療・介護サービスの情報を常時把握し、在宅医療・介護サービスの情報を常時把握し、右宅医療・介護サービスの情報を常時把握し、右宅医療・介護時間、右に関係といる事業所であること。
35	委託	在宅医療·介護連携推進事業 業務委託(地域医療支援病院 分)	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 35-1251	R7. 4. 1	¥3, 150, 000	鶴岡市立荘内病院	2	本事業は、介護保険法に基づき、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進するものである。 業務の実施にあたっては、在宅医療連携体制の充実を図ることが重要となることから、地域全体の医療機関を支援する役割を持つ地域医療支援病院でなければ担うことができない事業であり、鶴岡市において地域医療支援病院に指定されている病院は鶴岡市立荘内病院のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	エ、成当事業者が10省以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
34	委託	令和7年度地域包括支援セン ター運営業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7. 4. 1	¥240, 585, 000	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2	本業務は、介護保険法及び介護保険法施行規則に基づいて設置する地域包括支援センター(以下「センター」という。)において、包括的支援事業を実施し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることが目的である。業務実施にあたっては次に掲げる要件が求められるが、令和6年8月5日に開催された「鶴岡市地域包括支援センター運営協議会」において、市内法人でこの要件を満たし、本業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施されていると評価を受けた者は、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会他8者であった。  ① 包括的支援事業である総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマジンドン支援業務(※関係機関と連携した支援シトワークの構築に係る業務)を実施できる体制が整備されていること。 ② センターに配置すべき職員である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を本市の条例に定めるとおり配置できること。 ③ センターの運営主体が介護保険法施行規則に規定される老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者、社会福祉法人、一般社団法人であること。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	E、該	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
33		令和7年度鶴岡市成年後見制 度中核機関運営業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7. 4. 1	¥3, 260, 950	社会福祉法人鶴岡市社 会福祉協議会	2	本業務は、市民に対する成年後見制度の普及及び利用促進を図ることを目的として実施するものであるが、その業務を実施する者は次の要件が求められる。  ① 成年後見制度を含む権利擁護に関する実務を担い、関係団体等との地域ネットワークを有すること。 ② 中立性、公正性を確保し、専門的業務を継続的に実施する能力を有すること。 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会は、成年後見制度における「法人後見事業」を行う権利推護に関する実務を担っており、併せて、法人後見事業に関方をある。を別人は、成年後見制度を含む、権利擁護に関方をある。と別人は、対策を関係団体との地域ネットワークを有している。また、同法人は、地域福祉の推進、社会福祉を目的とした公共的な団体であり、中立性、公正性も担保され、社会福祉士等複数の有資格者を有している。以上のことから、要件のすべてを満たす者は同法人のみである。
32		令和 7 年度鶴岡市重層的支援 体制整備事業業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 35-1251	R7. 4. 1	¥27, 907, 000	社会福祉法人鶴岡市社 会福祉協議会	2	本業務は、地域共生社会の実現に向けて実施する社会福祉法第106条の4第2項に定める「重層的支援体制整備事業」を行うものである。重層的支援体制整備事業は、国が示す基準によれば、地域において、生活上の複雑複合的な課題を抱える人や世帯に対し、関係機関と連携した支援を行い、その体制を構築する事業であることから、専門的な知識に基づいて実践を行うコミュニティソーシャルワーク(地域福祉活動)のスキルと経験が必要とされるが、市内の福祉専門職を有する社会福祉法人33事業者の内、コミュニティソーシャルワークを実践しているものは、鶴岡市社会福祉協議会のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	エ、欧ヨザ来省が10省以上の 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
31	委託	令和7年度第1号介護予防支援事業	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7. 4. 1	¥51, 817, 000	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	本業務は介護保険法に規定されており、65歳以上の要支援者及び基本チェックリスト該当者に対し、介護予防を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業等のサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行うものである。 その実施については、厚生労働省が定める地域支援事業実施要綱において「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援)は、利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて実施する」とされていることから、事業を実施できるものは地域包括支援センターを運営している9法人となる。
30	委託	令和7年度訪問型サービス C(短期集中予防サービス)事 業	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7. 4. 1	¥7, 560, 000 (総支出予定額)		2	本事業は、保健・医療・介護予防の知識と指導技術を有する専門職を確保し、効果的に運営できることが事業実施の条件である。 これを条件として、令和7年1月10日から令和7年1月24日に、市ホームページ等で募集したところ、5事業者より応募があり、いずれも先の条件を満たす指定介護サービス事業者または医療専門職を有する法人であった。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※表記	の都合	上、該当事業者が10者以上の場	<u> </u>	かしし有」	と衣記しています	0		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
29	委託	令和7年度通所型サービス C(短期集中予防サービス)事 業	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7. 4. 1	¥2,808,000 (総支出予定額)	<ul><li>医療生活協同組合 やまがた</li><li>・㈱福祉のひろば</li></ul>	2	本事業は、保健・医療・介護予防の知識と指導技術を有する専門職と人員、設備及び備品を確保し、効果的に運営できることが事業実施の条件である。 これを条件として、令和7年1月10日から令和7年1月24日に、市ホームページ等で募集したところ、2事業者より応募があり、いずれも先の条件を満たす指定介護サービス事業者であった。
28	委託	鶴岡市生活支援体制整備事業業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7. 4. 1	¥40, 000, 000	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	本業務は、介護保険法に基づき、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)による高齢者の地域での支え合い体制の構築を推進するものであり、高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターとの連携が前提である。業務の実施に当たっては、「地域支援事業実施要綱」(平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知)に基づいて実施することとなるため、次に掲げる要件が求められるが、これらの要件を満たす事業者は、本市においては社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会ほか8法人のみである。 ① 本市が委託設置し、地域の高齢者の相談支援を行っている事業所であること。 ② 鶴岡市地域包括支援センター運営協議会において、公平、中立かつ効率的な実施に関する評価を得た事業所であること。
27	物品	令和7年度 鶴岡市独居高齢 者等訪問支援事業物品購入	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 35-1274	R7. 4. 1	¥2, 563, 142	庄内ヤクルト販売㈱	2	本事業は、鶴岡市全域の民生児童委員の自宅へ週に1回、民生児童委員が指定する日に飲料等を納入することができることを条件としている。本市の業者登録「物品」において、業種区分「食料品」、業種名「食料品」に登録しており、かつ、飲料の条件を満たす業者へ文書で条件を示したうえで受託の可否を問い合わせたところ、受託可能との回答があった者は、庄内ヤクルト販売㈱のみであった。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	<u>工、政当事業者が10省以上の場</u>	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
26	2534	令和7年度鶴岡市水難救助業 務委託	市民部 防災安全課 35-1204	R7. 4. 1	¥4, 535, 135	山形県水難救済会	2	水難救護法第3条で遭難船舶の救護等の事務は市町村長の 義務となっており、本委託は、水難事故が発生した場合の 人命及び遭難船舶等の救助業務を委託するものである。 山形県水難救済会は、山形県漁業協同組合員で構成され た水難事故による人命及び遭難船舶等を救済することを目 的に設立された団体で、市内沿岸に5箇所の救難所を設置 しており、本業務を委託できる唯一の団体である。
25	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 200, 000	鶴岡市斎地区 自治振興会		本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者が10者以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	型約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
24	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 000, 000	鶴岡市黄金地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、いまた、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、また、受託者は、地区内の住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、第務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければなら関係団体等で構成され、コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
23	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 000, 000	鶴岡市湯田川地区自治 振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、いまた、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、また、受託者は、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者が10者以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
22	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 200, 000	鶴岡市大泉地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
21	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 000, 000	鶴岡市京田地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、い。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
20	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 000, 000	鶴岡市栄地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能な立場にあり、い。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
19	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 100, 000	鶴岡市田川地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、い。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者が10者以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額(税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
18	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 320, 000	鶴岡市上郷地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、いまた、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、また、受託者は、地区内の住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、地区内の住民会等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティとシター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
17	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 100, 000	鶴岡市三瀬地区 自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にありい。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、また、受託者は、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティとンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者か10者以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
16	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 100, 000	鶴岡市小堅地区 自治振興会		本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
15	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 100, 000	鶴岡市由良自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、い。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、いっ世域団体、地域は大きでは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	<u>工、政当事業有が10有以工の場</u>	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
14	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 100, 000	鶴岡市加茂地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから可能である。コミュニティセンター等において開館中に業務を実施でなければなら等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にありい。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能ならな関係の地域団体、地域住民と連絡調整が可能ならな関係の地域団体、コミュニティとシター等を拠点に団体等で構成され、コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
13	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 210, 000	鶴岡市湯野浜地区自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから可能には、では、地域の実情に精通し、立場におり、い。また、受託者は、地域の実情に精通し、立場にあり、いまた、受託者は、地域の実情に精通し、立場にあり、いまた、受託者は、地域の実情に対したもの地域団体、地域住民と連絡であるよい。と連絡では、地区内の様にあり、いかつコミュニティセンター等を拠点に団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に団体等で構成され、コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者か10者以上の場 案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	型約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
12	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥2, 904, 000	鶴岡市大山自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、、また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、また、受託者は、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
11	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳 入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 540, 000	鶴岡市西郷自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、い。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、これがの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

※衣記	ツ部'ロ.	上、該当事業者か10者以上の場	<u> </u>	かりし有」	こ衣記していまり	0		
No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
10	委託	令和7年度システム標準化対 応業務	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 4. 1	¥824, 901, 550	日本電気㈱東北支社	1	本業務は、令和8年1月にガバメントクラウドへ移行する予定の生活保護システムを除く基幹業務システムの標準化作業を行うものであるが、本業務に必要となる当該基幹業務システムに関する技術・情報を有しているのは同システムを構築・納入した日本電気㈱東北支社であるため、本市の登録業者において実施可能な事業者は日本電気㈱東北支社のみである。
9	委託	令和7年度ガバメントクラウ ド利用権付与兼債務引受契約	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 4. 1	¥121, 084, 161	デジタル庁	1	国の標準化法により、標準化システムを利用するにあたっては 原則としてガバメントクラウドを活用することとされていることから本サービスを使用するものであるが、ガバメントクラウドはデジタル庁が複数クラウドサービス事業者から調達を行い自治体に提供するものであるため、同庁と契約するものである。
8	委託	自治体情報セキュリティクラ ウド オプションサービス (仮想ブラウザサービス)使 用契約	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 4. 1	¥4, 620, 000	SBテクノロジー㈱	2	本サービスは県が運営し県内全市町村が利用している自治体情報セキュリティクラウドのオプションとして提供されるものであるため、サービス提供を行えるのはセキュリティクラウドの保守管理業務を受託しているSBテクノロジー㈱のみである。
7	委託	令和6年度鶴岡市光ファイ バー網保守管理業務委託	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 4. 1	¥7, 550, 400	東日本電信電話㈱山形支店	2	本業務は、不採算地域である鶴岡市西部地域の住民等に高速インターネットサービス等を提供する目的で市が整備した、光ファイバー網の点検・支障物撤去及び回線設備の保守管理を委託するものであるが、市はこの光ファイバー網を東日本電信電話㈱山形支店に貸し付けており、同社がインターネットサービスを運営していることから、本業務を履行できるのは同社のみである。
6	委託	令和7年度システム標準化対 応業務(鶴岡市生活保護シス テム用ガバメントクラウド ネットワーク構築)	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 4. 1	¥2, 748, 900	日本電気㈱東北支社	2	本業務は本市ネットワークから国が管理するガバメントクラウド内のシステムへ接続できるよう、庁内ネットワーク設定およびクラウド基板上のネットワーク環境を整備するものであるが、本業務に必要となる庁内ネットワーク接続に関する情報を有しているのは、本市のネットワーク保守業務を請け負う日本電気㈱東北支社のみであった。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	上、該当事業者か10者以上の場	発注担当課 Tel	契約締結日	型約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
5	委託	令和7年度住民税法改正対応 システム改修委託《現年度運 用支援》(COKAS-i)	総務部 課税課 35-1163	R7. 4. 1	¥6, 435, 000	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、本市で住民情報や課税情報等の基幹的な情報のデータベースとして運用されているシステム(COKAS-i)の内の個人住民税の賦課計算や税額の決定に関する部分について、地方税法の改正に伴ってシステムの改修を委託するものである。 本システムは、日本電気㈱が設計・構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に係わる技術情報を有し、その改修に当たることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。
4		令和7年度鶴岡市登記情報履歴管理システムの業務システム標準化対応業務	総務部 課税課 35-1178	R7. 4. 1	¥86, 790, 000	日本電気㈱東北支社	2	令和6年度に鶴岡市全域の登記情報(土地及び家屋の電子データ)をサブシステムに取り込む作業及びこれまでの固定資産税システムに取り込まれていた所在地番や所有者情報等と今回サブシステムに取り込んだ登記情報の照合作業を行った。令和7年度は令和6年度に整えた本市の固定資産税システム及びサブシステムに、業務システム標準化対応のためのシステム改修及び連携作業を一体的に行うものである。本業務について一体的に作業を行えるのは、令和6年度に基礎となる固定資産税システムを構築した日本電気㈱東北支社のみである。
3	委託	令和7年度職員定期健康診断 業務委託	総務部 職員課 35-1159	R7. 4. 1	¥12, 929, 400 (総支出予定額) ※単価契約	山形県市町村職員 共済組合	1	労働安全衛生法第66条に基づき、事業主は労働者に対して年1回の健康診断を実施しなければならない。また、高齢者の医療の確保に関する法律第20条により、健康保険の保険者は40歳以上の被保険者に対し、特定健康診査を行うことが義務付けられており、同法第21条第2項では、労働安全衛生法による定期健康診断を保険者に委託することができると規定されている。このため、鶴岡市の職員健康診断は、保険者である山形県市町村職員共済組合に変託するものであり、所属所長である鶴岡市長が同組合の理事長に実施を委託することが山形県市町村職員共済組合のみである。

- ※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
- ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の 契約金額を示しています。
- ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「○○ほか○○者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件	名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随意契約理由
2	委託	鶴岡市本庁舎PBX 電話ネットワーク 務委託(準備行為	ク保守点検業	総務部 契約管財課 35-1157	R7. 4. 1	¥6, 655, 440	東日本電信電話㈱山形支店	2	本市の業者登録「役務」において、業種区分「施設・設備の維持管理・保守点検」、業種名「通信・放送設備」、業務内容「通信設備の維持管理・保守点検」または「電話設備の維持管理・保守点検」に登録しており、かつ、県内に本社・営業所を有する23業者に対し、対象機器の保守点検可否について電子メールで問い合わせたところ、保守点検可能と回答があった業者は、東日本電信電話㈱山形支店のみであった。
1	委託	本庁舎公用車(マ 運転業務労働者) 為)			R7. 4. 1		公益財団法人 山形県シルバー人材セ ンター連合会	2	本市の業者登録「役務」において、業者区分「派遣」、 業種名「労働者派遣」に登録している業者の内、業務内容 に「人材(労働者)派遣」または「車両運転手派遣」があ り、かつ、県内に本社・営業所を有する8業者に対し、マ イクロバス運転士派遣の可否について電子メールで問合せ たところ、派遣可能との回答があった業者は、公益社団法 人山形県シルバー人材センター連合会のみであった。